

いい表情の子を育む

11月20日が「かわさき子どもの権利の日」ということをご存じですか。

川崎市子どもの権利に関する条例第5条に「かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする」と定められています。そして、より多くの人に「子どもの権利」について考え、理解してもらうために、この日を中心に川崎市内でいろいろな集会や行事が行われています。学校では子どもの権利週間を設定し、子どもたちが権利学習に取り組んでいる様子を公開しています。

さて、皆さんは、「子どもの権利」というと、どのようなことを思い浮かべますか。

川崎市には「川崎市子どもの権利に関する条例」というものがあります。この条例は、川崎の子どもに合ったものにしようと、多くの子ども・おとなの意見を取り入れながら、2000年に制定されました。そして、翌2001年から施行されています。

第2章において「人間としての大切な子どもの権利」が大きく7つにまとめられています。

1. 安心して生きる権利
2. ありのままの自分でいる権利
3. 自分を守り、守られる権利
4. 自分を豊かにし、力づけられる権利
5. 自分で決める権利
6. 参加する権利
7. 個別の必要に応じて支援を受ける権利

そして、子どもの権利条例子ども委員会のおまとめとして、「子どもたちからおとなへのメッセージ」が書かれています。

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなりません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に「子どもは愛情と理解をもって生まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。

2001年3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ

幸せの定義は人それぞれです。ですが、幸せかどうかは自分の心が決めることだと思っています。子どもたちを含めた私たちを取りまく環境が著しく変化する現代だからこそ、立ち止まって空や樹々を見上げたり、片隅に咲く草花に目をとめたりしたいものです。そして、小さな喜びや幸せを感じていたいものです。